



不妊治療 フローチャート

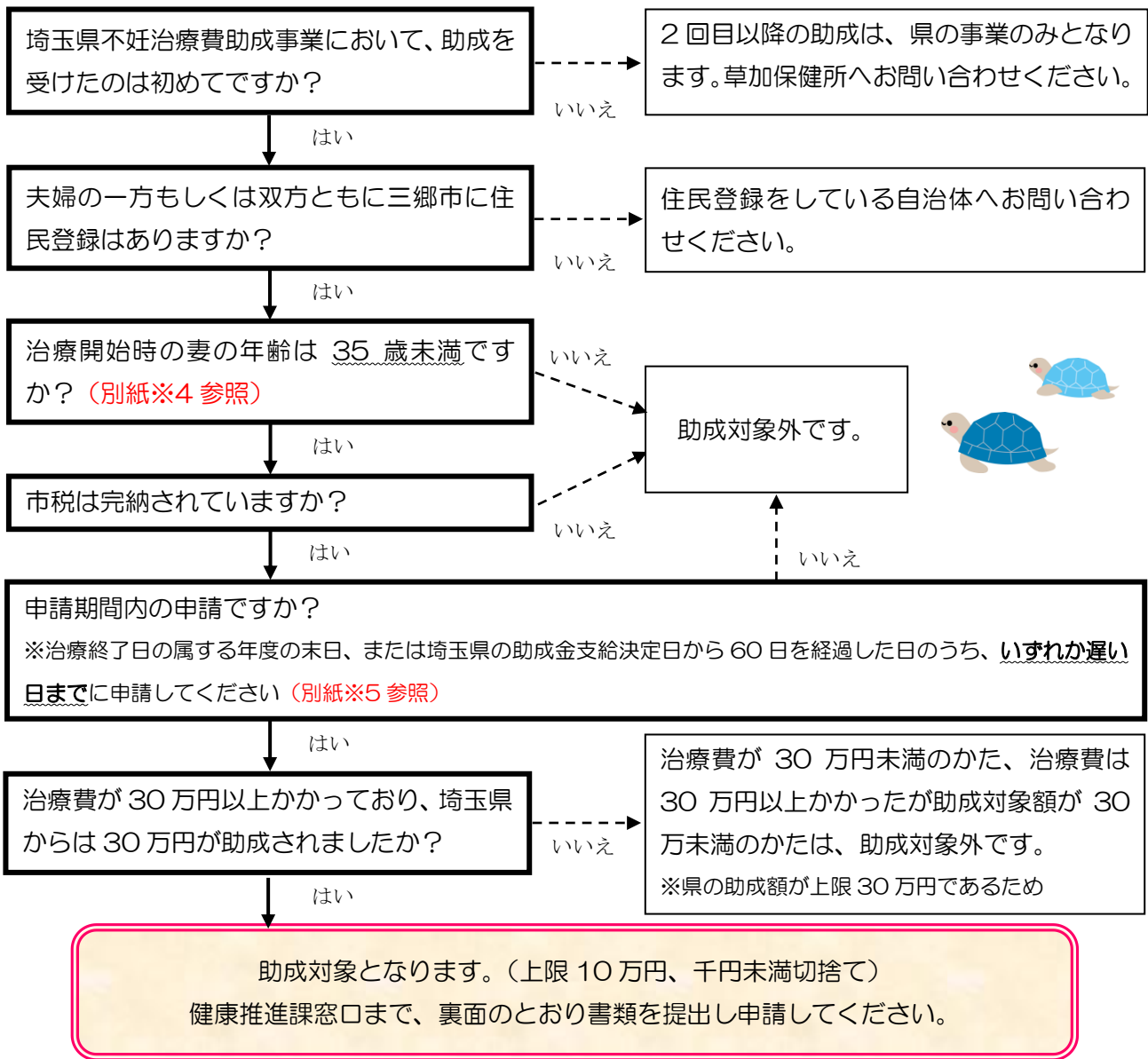
草加保健所 ☎048-925-1551
三郷市健康推進課 ☎048-930-7772

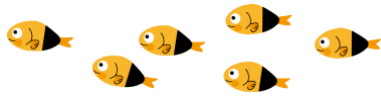
※三郷市では、特定不妊治療（体外受精・顕微授精）または男性不妊治療を受け、**当該年度に埼玉県不妊治療費助成事業の初回助成の対象になったかた**に対し、上乗せ助成を行っております。

- 法律上の婚姻をしている夫婦である
- 夫婦の双方または一方が埼玉県内（さいたま市、川越市、川口市及び越谷市を除く）に住民登録がある
- 夫婦の前年における所得の合計金額が730万未満である
- 治療開始時の妻の年齢が43歳未満である
- 指定医療機関（埼玉県ホームページにて確認することができます）で実施した治療である

以上に該当するかたは、埼玉県不妊治療費助成事業の対象となる可能性があります。まずは、草加保健所にて申請を行ってください。

埼玉県の助成対象のかたで、以下に該当するかたは、三郷市の上乗せ助成の対象となります。埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書が届いたのち、三郷市へ申請をお願いします。





草加保健所 ☎048-925-1551
三郷市健康推進課 ☎048-930-7772

下記の書類を提出してください。

- ①三郷市不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ②埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の写し
- ③埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
※県への申請、市への申請の両方で提出するため、必ず事前にコピーをとっておくこと
- ④法律上の夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）
※夫婦双方が市内在住かつ同一世帯であれば不要
- ⑤実施した治療にかかる領収書の原本（あれば明細書）
※草加保健所の受領印が押印されたもの
- ⑥本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード、パスポート等）
- ⑦振込を希望する金融機関の口座名義及び口座番号の分かるもの
- ⑧朱肉を使用する印鑑

※①は、市の要綱および健康推進課窓口、三郷市ホームページに様式あり。

※②③は、埼玉県不妊治療費助成事業の助成を受けた際に交付されます。

○審査の結果、助成金の交付が決定したかたには、三郷市不妊治療費助成金交付決定通知書をお送りいたします。

○助成金の振込には、申請から1ヶ月～1ヶ月半程度かかりますので、あらかじめご了承ください。

